

障害福祉分野で働いてみませんか？

障害福祉分野就職支援金

他業種で働かれていた方の障害福祉分野への就職
を支援する制度です。



就職準備費用 **20** 一人一回限り 無利子
万円の貸付



自転車・被服などの購入費



転居などにかかる費用

群馬県内で、「障害福祉職員」として**2年間継続**して就労したとき

全額返済免除

貸付要件、申請方法等詳しくは

裏面又はホームページをご覧ください。

お申し込み・お問い合わせ先

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 福祉人材センター

〒371-8525 前橋市新前橋町 13-12 群馬県社会福祉総合センター 6階

TEL: 027-226-5411 / FAX: 027-255-6040



※利用条件等詳細については、上記お問い合わせ先にご確認ください。

就職支援金貸付事業の概要

対象となる経費

- ・子どもの預け先を探す際の費用
- ・就労する際に必要となる靴や被服費
- ・通勤用自転車等購入費 等
- ・講演会参加費、参考図書等の購入費
- ・転居に伴う費用

要件

(以下のすべてを満たす方が対象となります。)

- 対象研修
- 介護職員初任者研修
 - 障害者居宅介護従事者基礎研修
 - 重度訪問介護従事者養成研修
(基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること)
 - 居宅介護職員初任者研修
 - 介護福祉士資格
等のいずれかを修了または取得した方
※その他の研修については、お問い合わせ先でご確認ください。

対象職種 群馬県内において、障害福祉サービスを提供する事業所若しくは施設等において、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する方（障害福祉職員等）として就労した若しくは就労を予定している方

- その他
- 介護及び障害福祉分野で、直接サービス提供者としての勤務経験がない方
 - 就労するまでの間に福祉マンパワーセンター等において求職登録を行った方
 - 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方
 - 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

申請方法について

- ◎障害福祉職員として就労するまでの間に、福祉マンパワーセンター・福祉マンパワーセンター高崎支所・東毛地区福祉人材バンクのいずれかで求職登録を行い、福祉人材センターへ貸付申請に必要な書類を提出してください
- ◎書類の審査を行い、貸付決定となった方は貸付契約を行います

◎就労先の決定後、「就業証明書」を提出してください

◎書類の審査を行い、就労が確認できましたら送金を行います



申請に必要な書類

- ・障害福祉分野就職支援金貸付申請書
- ・研修修了証の写し
- ・身上調書
- ・求職登録を行ったことを証する書類
- ・住民票（マイナンバーの記載がないもの）
- ・個人情報取扱同意書
- ・障害福祉分野就職支援金利用計画書
- ・連帯保証人についての書類

※申請書類は群馬県社会福祉協議会のホームページにも掲載しています。